

ヒアリングをさせていただきたい事項（遠山・加賀美参考人）

- ・現在、親権に関しては、児童虐待の問題（狭義の虐待のほか、養育放棄、必要な医療行為に同意をしないなどの問題を含みます。）が指摘されていますが、具体的にはどのような問題があり、これらの原因は何であるとお考えになりますか。また、これらの問題は、子どもが親権に服する年齢を引き下げるにより解決をするとお考えになりますか。
- ・「大人」になることというのは、どのようなことであるとお考えになりますか。また、最近の18歳、19歳前後の若者を見て、「大人」とあると感じられますか。18歳、19歳前後の若者について「大人」であると思われない場合には、「大人」となるために、どのようなことが必要だとお考えですか。
- ・現在、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるについて議論が行われています。民法の成年年齢を18歳に引き下げる、18歳、19歳の若者でも親の同意なく契約ができるようになり、また、親の親権に服さないこととなり、親の監護・教育を受けなくてもよいことになりますが、このことについてどうお考えになりますか。
- ・民法の成年年齢を18歳に引き下げる、18歳の高校生でも、親の同意なく結婚をすることができるようになります。このことについて、どうお考えになりますか。
- ・先進国の多くが成年年齢を18歳にしていることや、少子化が進む中、若年者にも早く社会参加を促す必要があることなどから、我が国の成年年齢も18歳にすべきであるという意見があります。このことについて、どうお考えになりますか。
- ・民法の成年年齢を引き下げるためには、法教育などの教育の充実が必要であるとの指摘がされていますが、このことについてどうお考えになりますか。また、教育の充実が必要であるとお考えになる場合には、18歳を成年として扱うために、どのような内容の教育を、どの段階（小学、中学、高校、大学）で行うべきとお考えですか。